

人事行政の運営等の状況の公表

令和元年度における本市の人事行政の運営等の状況について、秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田市条例第9号）第6条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年9月30日

秋田市長 穂 積 志

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 令和元年度実施職員採用試験による採用者数

(単位：人)

区分	行政	土木	建築	電気	機械	化学	農業	司書	獣医師	保健師	保育士	動物 専門員	放射線 技師	学芸員	医師	消防	計	
大学卒業程度	30	4	2	2	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	49
高校卒業程度	6	5	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	21
職務経験者	15	3	3	2	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
獣医師	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
保健師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2
保育士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	5
障がい者	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
動物専門員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	4
診療放射線技師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
学芸員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
医師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
計	56	12	5	6	5	2	0	1	1	2	5	4	1	1	1	13	115	

※行政（職務経験者）の内訳：行政4人、移住定住8人、障がい者3人

(2) 令和元年度職種別事由別退職者数

(単位：人)

職種	定年退職	勸奨退職	その他					計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	53	8	6	1	—	—	1	69
消防職	14	—	2	—	—	—	1	17
企業職	8	—	—	—	—	—	—	8
技能労務職	19	1	—	—	—	—	—	20
教育職	—	—	1	—	—	—	—	1
計	94	9	9	1	0	0	2	115

- ・消防職 … 秋田市消防の職員をいいます。
- ・企業職 … 地方公営企業(秋田市上下水道局)の職員をいいます。
- ・技能労務職 … 公用車運転、施設の維持管理、庁務、給食調理等の業務に従事する職員をいいます。
(企業職を除きます。)
- ・教育職 … 秋田市立高等学校等の教育職員をいいます。

(3) 職員数

(単位：人)

	令和2年4月1日現在				平成31年4月1日現在			
	条例定数	定数内 職員	定数外 職員	合計数	条例定数	定数内 職員	定数外 職員	合計数
市長事務部局	1,629	1,613	42	1,655	1,629	1,580	42	1,622
公平委員会	3	—	—	0	3	—	—	0
市議会	20	20	—	20	20	19	—	19
選挙管理委員会	7	7	—	7	7	7	—	7
監査委員	9	8	—	8	9	8	—	8
農業委員会	14	13	—	13	14	12	—	12
教育委員会	461	305	—	305	461	304	—	304
上下水道局	218	182	—	182	218	178	—	178
消 防	410	405	2	407	410	409	2	411
計	2,771	2,553	44	2,597	2,771	2,517	44	2,561

※公営企業管理者・教育長は職員数から除きます。

※消防長は職員数に含みます。

2 職員の人事評価の状況

平成27年度までは、勤務成績の評定について、主席主査以上の職員について年1回各所属長を通じて行い、人事異動における職員配置や昇任・昇格などの人事管理に活用していました。

平成28年度からは、勤務成績の評定にかわり人事評価制度を導入し、評価結果を人事管理の基礎として活用することとして、以下のとおり運用しています。

人事評価制度の概要

対 象

常勤の職員で一般職に属する者、再任用職員、臨時職員および嘱託職員

評 価 者

被評価者	一次評価者	二次評価者
部長級職員	副市長	—
次長級職員	部長	副市長
課長級（課所室長）職員		
その他の職員	課長	次長

評価期間

当該年度4月1日から3月31日まで

評価方法

能力評価 … 被評価者の職位に応じた標準職務遂行能力を基準として、評価項目の着眼点ごとに能力の程度を評価する

業績評価 … 被評価者の職位に応じた期待役割を基準として、目標ごとに達成の程度を評価する

3 職員の給与の状況

令和元年度は、秋田県人事委員会勧告に準拠し、給料月額を引き上げるとともに、勤勉手当の支給率について年間0.10月の引き上げを実施しました。今後も、国の制度改革や社会情勢の動向を見据えながら、給与制度の一層の適正化に努めます。

(1) 人件費の状況（令和元年度普通会計決算）

人件費には、一般職と特別職の職員の給与、報酬のほか、共済組合負担金、退職手当、退職年金、公務災害補償費等を含みます。

(単位：千円)

歳出額(A)	134,804,136
実質収支	1,721,881
人件費(B)	21,278,202
人件費率(B/A)	15.8%
平成30年度の人件費率	15.8%
住民基本台帳人口(令和2年3月31日現在)	306,265人

(2) 職員給与費の状況（令和2年度普通会計当初予算）

職員給与費には、報酬、給料および扶養、通勤、住居等の諸手当および児童手当を含み、退職手当を含みません。

(単位：千円)

職員数(A)	2,535人	
給与費	給料	9,325,676
	職員手当	1,891,149
	期末・勤勉手当	3,598,750
	計(B)	14,815,575
年間1人当たりの給与費(B/A)	5,844	

※会計年度任用職員を除く

(3) 職員の給料の状況（一般行政職・令和2年4月1日現在）

(単位：円)

月別初額・任学給歴別経平験均年給数料	大学卒	初任給	181,928	
		採用2年経過後の給料額	193,708	
		経験年数	5年以上10年未満	228,100
			10年以上15年未満	264,400
			15年以上20年未満	317,300
	高校卒	初任給	149,610	
		採用2年経過後の給料額	158,067	
		経験年数	5年以上10年未満	193,200
			10年以上15年未満	233,800
			15年以上20年未満	272,500
平均給料月額		311,000		
平均年齢		42.6歳		

(4) 職員手当の状況

(単位：円)

扶養手当	配偶者	行政職給料表(1) 8級の職員 医療職給料表(1) 3級の職員	3,500
		上記以外の職員	6,500
		子	10,000
	父母等	行政職給料表(1) 8級の職員 医療職給料表(1) 3級の職員	3,500
		上記以外の職員	6,500
	16歳から22歳までの加算	5,000	
住居手当	借家(限度額)	27,500	
通勤手当	交通機関利用者(限度額)	55,000	
	交通用具利用者(限度額)	38,100	
地域手当	東京23区在勤者	給料・扶養手当等の合計額の20%	
	医師	給料・扶養手当等の合計額の16%	

特殊勤務手当 (令和元年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合	28.1%
	1人当たりの平均支給年額	34千円
	手当の種類	21種類
	代表的な手当の名称	市税等賦課徴収手当・福祉事務現業 手当・救急手当・夜間特殊業務手 当・教員特殊業務手当

(単位：千円)

時間外勤務手当	支給総額	平成30年度	495,316
		令和元年度	571,466
	1人当たりの平均支給年額	平成30年度	221
		令和元年度	253

(単位：月分)

期末勤勉手当	6月期支給率(期末手当)	1.25
	6月期支給率(勤勉手当)	0.925
	12月期支給率(期末手当)	1.25
	12月期支給率(勤勉手当)	0.925
	期末手当合計	2.50
	勤勉手当合計	1.85
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり	

(単位：月分)

退職手当	基本額	20年	自己都合	19.6695
			勸奨・定年	24.586875
		25年	自己都合	28.0395
			勸奨・定年	33.27075
		35年	自己都合	39.7575
			勸奨・定年	47.709
	最高限度	自己都合	47.709	
		勸奨・定年	47.709	
	調整額	職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～59,550円)		
	1人当たり平均支給額(令和元年度)		支給額	18,982千円
		勤続年数	34年10月	

※特に記載しているものを除き、内容は令和2年4月1日現在のものです。

(5) 級別職員数の状況(一般行政職・令和2年4月1日現在)

(単位：人、%)

区分(級)	1級		2級		3級		4級		5級	6級	7級	8級	合計
	主事 技師	主事 技師	主任	主査	主任	主査	主席主査 (係長)	課長 補佐	課長	次長	部長		
職員数	177	174	126	131	5	149	255	169	105	34	18	1,343	
構成比	13.2	13.0	9.4	9.7	0.4	11.1	19.0	12.6	7.8	2.5	1.3	100	
1年前の構成比	12.4	11.7	9.1	9.7	0.8	11.7	20.4	11.6	8.7	2.5	1.4	100	

(6) 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給料	市長	1,055,700円(1,173,000円)
	副市長	854,050円(899,000円)
報酬	議長	704,000円
	副議長	655,000円
	議員	625,000円
期末手当	市長	(算定方法)
	副市長	給料月額等×120/100×支給割合
	議長	(支給割合)
	副議長	6月期 1.625月分 ※議長、副議長、議員は1.60月
	議員	12月期 1.625月分 ※議長、副議長、議員は1.625月
		合計 3.25月分 ※議長、副議長、議員は3.225月
		※市長は算定した額から10%を減額、副市長は算定した額から5%を減額して支給

※給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間・休暇については、市の条例・規則で定められており、ここではそのうち主なものを掲載しています。それぞれの状況は、令和2年4月1日現在のものです。

(1) 一般職員の勤務時間の状況

一週間の正規の勤務時間	区分	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	通常勤務	8:30	17:15	12:00～13:00
	遅番勤務	10:15	19:00	13:00～14:00

(2) 休暇の状況

種 類	取得可能日数	
年次有給休暇	1年につき20日	
療養休暇（有給）	① 公務上もしくは通勤における負傷もしくは疾病による場合 必要と認められる期間 ② ①以外の負傷又は疾病により療養を要する場合 ア 結核性の疾病 1年以内 イ 成人病と認められるもの等 270日以内 ウ その他の負傷又は疾病 90日以内	
特 別 休 暇 （ 有 給 ）	骨髄移植等	必要と認められる期間
	ボランティア	1年につき5日以内の期間
	結婚	7日間
	生理	2日以内の期間
	出産(産前)	産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内
	出産(産後)	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間
	育児時間	1日を通じて90分以内
	妊産婦保健指導・健康診査	産前：妊娠周期に応じた日数 産後：1年につき1回
	つわり	10日以内の期間
	出産補助	2日以内の期間(第2子は4日まで)
	出産時養育	5日以内の期間
	家族看護等	1年につき6日（対象家族が2人以上いる場合は10日）以内の期間
	短期の介護	1年につき5日（要介護者が2人以上いる場合は10日）以内の期間
	服忌	親族に応じた日数 例) 配偶者10日、親および子7日
	祭日	1日
	夏期	6月から9月までのうち5日
リフレッシュ	在職期間20年および30年の年度内に3日間	
介護休暇(無給)	6月以内で必要と認められる期間	
組合休暇(無給)	1年につき30日	

(3) 育児休業等の状況

種 類	取得可能日数
育児休業	子が3歳に達する日まで
育児部分休業	子が小学校に入学する前までの間、一日を通じて2時間以内

5 職員の休業に関する状況

職員の休業については、市の条例・規則で定められており、ここでは、令和元年度中における取得状況を掲載しています。

(単位：人)

	男	女	計
育児休業	9	19	28
育児部分休業	-	7	7
自己啓発等休業	-	-	-
修学部分休業	-	-	-
高齢者部分休業	-	-	-
配偶者同行休業	-	-	-

6 職員の分限および懲戒処分状況

分限処分とは、職員が疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持を目的として行う不利益処分(降任・免職・休職)をいいます。

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分(戒告・減給・停職・免職)をいいます。

(1) 分限処分件数 (単位：件)

降任	免職	休職	計
-	1	36	37

※件数は、令和元年度中に発令したものです。

(2) 懲戒処分件数 (単位：件)

戒告	減給	停職	免職	計
2	3	-	-	5

※件数は、令和元年度中に発令したものです。

7 職員のサービスの状況

平成31年（令和元年）中における職員の年次有給休暇の取得状況を掲載しています。

平成31年（令和元年中）年次有給休暇取得状況 （単位：日）

総付与日数 A	総使用日数 B	使用率(%) C(=B/A*100)	対象職員数(人) D	一人当たりの 平均使用日数 E(=B/D)
101,018	32,566	32.2	2,677	12.2

※総付与日数には、前年からの繰越を含みます。

8 職員の退職管理の状況

市では、平成28年4月1日施行の改正地方公務員法に定めるもののほか、「秋田市職員の退職管理に関する条例」や「秋田市職員の退職管理に関する規則」などにより、職員の退職管理の適正化を図っています。

(1) 元職員による現役職員への働きかけの禁止

離職後に再就職した元職員（以下「再就職者」といいます。）は、再就職先に関する契約・処分等に関して、離職後2年間、現役職員に対する働きかけが禁止されます。（在職中に自ら決定した契約・処分に関する働きかけは、期限の定めなく禁止されます。）

(2) 現役職員が働きかけを受けた場合の届出義務

現役職員が再就職者から働きかけを受けた場合は、公平委員会に届け出なければなりません。

(3) 再就職状況の届出義務

課長級以上の職員であった者は、離職後2年間、離職時の任命権者に対し、再就職状況を届け出なければなりません。（平成28年4月1日以降の離職者から適用）

(4) 再就職状況の公表

再就職に関する公正性および透明性を確保するため、(3)により届出があった再就職状況について公表します。

なお、令和元年9月1日から令和2年8月31日までの届出件数は、10件でした。

9 職員の研修の状況

(1) 令和元年度に実施した研修の状況

職員の研修は、職員に公務員としての使命と責任の自覚を促し、職務の遂行に必要な知識、技能等を習得させ、その資質および職務遂行能力の向上を図ることを目的としています。

ア 自主研修

各種セミナーや通信教育講座、放送大学講座等の情報提供、研修情報誌の発行、書籍・DVD等の自己啓発資料の貸出などの支援を行いました。

イ 部局研修

(単位：件)

区 分	件数	備 考
部局研修	68	全15部局で実施

ウ 研修所研修

(単位：人)

区 分	人数	備 考			
基本研修	新規採用職員研修(前期・中期・後期)	97	市政のしくみ、接遇、公務員倫理、パソコン、グループ演習等		
	一般職員研修	民間企業体験	60	接客ベーシックマナー、店頭実習等	
		実務に役立つ法律研修	88	法律知識の基本的事項、憲法、民法等	
		地方公務員制度	52	人事機関、任用制度、給与制度等	
		地方税財政制度	57	地方財政、地方交付税制度、地方税等	
		地方自治制度	58	地方自治の意義、団体事務、公の施設等	
		ストレスマネジメント	97	ストレス対処法、コミュニケーション等	
		クレーム対応力強化	61	クレーム対応の心構え、ヒアリング技法	
	主任研修	新任主任	33	立場と役割、問題発見・解決等	
		応用(政策課題研究提案)	57	政策課題の企画・立案、プレゼンテーション等	
	主査研修	新任主査	49	職場のコミュニケーション、OJT等	
	主席主査研修	新任主席主査級	72	職場課題解決の留意点と手段の検討等	
	課長補佐研修	新任課長補佐級	54	目標による管理、業務改善目標の演習等	
		職場のメンタルヘルス対策	45	管理監督者のセルフコントロール等	
	課長研修	新任課長級	31	職場改革、部下指導の在り方等	
		人事評価制度	37	制度の理解、評価演習、面接手法等	
		リスクマネジメント	36	リスクの予測と評価、予防と対策等	
	選択研修	業務遂行能力向上研修	財務事務	55	予算・財務規則の基礎知識等
			契約事務	74	業務委託・物品発注の基礎知識等
			法制執務	16	例規の制定・改廃の手続等
実務に役立つ行政法			101	行政処分、行政手続、個人情報保護等	
債権回収実務			11	債権の分類、法令手続の基本原則等	
建築関連技術			34	建築士試験対策、構造計算演習等	
パソコン(4科目)			120	アクセス、パワーポイント、エクセル、CMS操作	
政策形成能力向上研修		実践型市民協働	13	協働実践のプロセス、事業提案演習等	
		行政法基礎ゼミナール	16	判例の解釈、実務的運用にかかる討議等	
		政策法務	13	条例制定権の範囲、条例作成演習等	
		セミナー・講演会	495	講演会4回、研修成果発表会2回	
組織力(職場活力)向上研修		女性活躍推進	127	女性職員のキャリアアップ支援等	
		仕事の生産性向上	14	働き方改革、時間の使い方等	
		OJT実践	65	受入担当者の役割、育成計画作成等	
		業務ミス防止	44	事務処理ミス等の防止策等	
		サービスマインド(接遇)向上	17	おもてなしの心、電話応対・窓口対応等	
		脳の中核人養成	15	情報ネットワークシステムに関する知識、操作等	
		再任用職員	61	役割と心構え等	
		臨時・嘱託職員	209	公務員倫理、個人情報保護、接遇等	
誰もが活躍できる職場づくりに向けた研修		49	障がいのある無なく活躍できる職場づくり		
派遣研修	101	秋田県自治研修所、自治大学校、市町村アカデミー、講師養成研修等			

10 職員の福祉および利益の保護の状況

労働安全衛生法第66条の規定に基づき令和元年度に実施した健康診断のうち、主なものの受診状況、令和元年度に発生した公務災害の件数および秋田市職員互助会の状況等を掲載しています。

(1) 健康診断等の状況

(単位：人)

区 分	受診者数
定期健康診断	1,404
胃部検診	386
便潜血（大腸がん）	825
子宮がん検診	159
乳がん検診	143
VDT作業従事者検診	41
アスベスト検診	12
腹部超音波検診	277
高気圧業務健診	64

(2) 公務災害の発生状況

(単位：件)

区分	申 請	認 定	不認定	継続審議
公務災害	25	25	-	-
通勤災害	2	2	-	-

(3) 秋田市職員互助会の状況

秋田市職員互助会では、秋田市職員の共済制度に関する条例に基づき職員の相互共済および福利増進を目的とする事業を行っています。

令和元年度の状況は、下表のとおりとなっています。

会員数		2,940人
会員掛金	金額	84,675,987円
	掛金率	給料月額×7.5/1,000
市補助金	金額	-
主な事業内容	各種慶弔給付、見舞金等 長期在会給付 選択型福利厚生事業 生命・損害保険、火災共済	

(4) 職員の利益の保護の状況

職員の生活および身分の安定を通じて公務能率の増進を図ることを目的として、経済的利益と身分上の利益を保護するために、公平委員会に対して勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立てを行うことができることとしています。

令和元年度における勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立ての状況については、11の(1)および(2)のとおりです。

11 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員によってなされた勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立てを審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる機関です。

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

(単位：件)

平成31年3月31日現在 継続件数	令和元年度中 措置要求件数	令和元年度中 処理件数	令和2年3月31日現在 継続件数
-	-	-	-

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(単位：件)

区分	平成31年3月31日現在 継続件数	令和元年度中 不服申立て件数	令和元年度中 処理件数	令和2年3月31日現在 継続件数
分限処分	-	-	-	-
懲戒処分	1	1	-	2
その他	-	-	-	-
計	1	1	-	2

(3) 苦情相談の状況

(単位：件)

令和元年度中相談件数	-
------------	---